

務	00	01	30年
(令和34年3月末まで保存)			

生 企 第 3 5 9 号
令 和 4 年 2 月 1 5 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県銃砲刀剣類所持許可申請手数料等徴収条例の一部改正について

青森県銃砲刀剣類所持許可申請手数料等徴収条例（平成12年3月青森県条例第98号。以下「条例」という。）が令和3年12月15日に公布され、令和4年3月15日から施行されることとなり、下記のとおり手数料が改正されることから、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 改正の理由

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和3年法律第69号）が令和3年6月15日に公布され、新たにクロスボウの所持等の規制に係る事務が整備されたことに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号。以下「標準令」とする。）が一部改正され、当該事務に係る手数料が追加されたことから、条例にクロスボウの所持等の規制に係る手数料を徴収する事務及び手数料の金額を標準令に準じて追加することとした。

2 新たに手数料を徴収する事務

ア クロスボウの所持の許可に関する事務（改正後の条例第1条第1号）

イ クロスボウの取扱いに関する講習会に関する事務（改正後の条例第1条第4号）

ウ 国際競技に用いるクロスボウの所持の許可に関する事務（改正後の条例第1条第7号）

エ クロスボウの所持の許可に係る許可証の書換え及び再交付に関する事務（改正後の条例第1条第8号）

オ クロスボウの所持の許可の更新に関する事務（改正後の条例第1条第9号）

カ クロスボウの射撃の練習を行う資格の認定に関する事務（改正後の条例第1条第14号）

3 施行期日

令和4年3月15日

4 添付資料

- (1) 公布・制定文
- (2) 新旧対照条文

担当 生活安全企画課
許可等事務担当室

青森県銃砲刀剣類所持許可申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十二月十五日提出

青森県知事 三村 申吾

青森県条例第三十八号

青森県銃砲刀剣類所持許可申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県銃砲刀剣類所持許可申請手数料等徴収条例（平成十二年三月青森県条例第九十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県銃砲等刀剣類所持許可申請手数料等徴収条例

第一条第一号中「銃砲」を「銃砲等」に改め、同条中第十二号を第十三号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、同条第八号中「空気銃」の下に「並びにクロスボウ」を加え、同号を同条第九号とし、同条第七号中「銃砲」を「銃砲等」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号中「銃砲」を「銃砲等」に改め、同号を同条第七号とし、同条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 法第五条の三の二第一項のクロスボウの取扱いに関する講習会に関する事務
第一条に次の一号を加える。

十四 法第九条の十六第一項の規定によるクロスボウの射撃の練習を行う資格の認定に関する事務

別表第一号中「銃砲又は」を「銃砲等又は」に、「銃砲刀剣類所持許可申請手数料」を「銃砲等刀剣類所持許可申請手数料」に、「ロに」を「ロ及びハに」に、

ロ 同項第一号の規定による 猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている者が更に同号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする場合	六千八百円（同時に二以上の申請をする場合にあっては、一の申請については六千八百円、他の申請についてはそれぞれ四千三百円とする。）
---	--

を

<p>ロ 同項第一号の規定による 猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている者が更に同号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする場合</p>	<p>六千八百円（同時に二以上の申請をする場合にあっては、一の申請については六千八百円、他の申請についてはそれぞれ四千三百円とする。）</p>
<p>ハ 同項第一号の規定による クロスボウの所持の許可を現に受けている者が更に同号の規定によるクロスボウの所持の許可を受けようとする場合</p>	<p>六千八百円（同時に二以上の申請をする場合にあっては、一の申請については六千八百円、他の申請についてはそれぞれ四千三百円とする。）</p>

に

改め、同表第三号中「第五条の二第三項第二号」の下に「又は第三号」を加え、同表中第十三号を第十四号とし、第九号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、同表第八号中「又は空気銃」を「若しくは空気銃又はクロスボウ」に、「猟銃等所持許可更新申請手数料」を「猟銃等又はクロスボウ所持許可更新申請手数料」に、

<p>新たな許可証の交付を伴う場合</p>	<p>七千二百円（同時に二以上の申請をする場合にあっては、一の申請については七千二百円、他の申請についてはそれぞれ四千八百円とする。）</p>
<p>新たな許可証の交付を伴わない</p>	<p>六千八百円（同時に二以上の申請をする場</p>

を

い場合	合にあつては、一の申請については六千八百円、他の申請についてはそれぞれ四千四百円とする。）
-----	---

新たな許可証の交付を伴う場合	猟銃又は空気銃	七千二百円（同時に二以上の申請をする場 合にあつては、一の申請については七千二百円、他の申請についてはそれぞれ四千八百円とする。）
	クロスボウ	六千二百円（同時に二以上の申請をする場 合にあつては、一の申請については六千二百円、他の申請についてはそれぞれ四千四百円とする。）
新たな許可証の交付を伴わない場合	猟銃又は空気銃	六千八百円（同時に二以上の申請をする場 合にあつては、一の申請については六千八百円、他の申請についてはそれぞれ四千四百円とする。）
	クロスボウ	六千八百円（同時に二以上の申請をする場 合にあつては、一の申請については六千八百円、他の申請についてはそれぞれ四千四百円とする。）

に

改め、同号を同表第九号とし、同表第七号中「銃砲又は」を「銃砲等又は」に、「銃

砲刀剣類所持許可証書換え再交付手数料」を「銃砲等刀剣類所持許可証書換え再交付手数料」に改め、同号を同表第八号とし、同表第六号中「銃砲又は」を「銃砲等又は」に、「国際競技銃砲刀剣類所持許可申請手数料」を「国際競技銃砲等刀剣類所持許可申請手数料」に改め、同号を同表第七号とし、同表中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

<p>四 法第五条の三の二第一項のクロスボウの取扱いに関する講習会の講習を受けようとする者</p>	<p>クロスボウ講習受講手数料</p>	<p>イ ロに掲げる者以外の者</p> <p>ロ 現に法第四条第一項第一号の規定による許可を受けてクロスボウを所持している者（公安委員会が定める者を除く。）</p>	<p>六千九百円</p> <p>三千円</p>
---	---------------------	--	-------------------------

別表に次の一号を加える。

<p>十五 法第九条の十六第一項の規定によるクロスボウの射撃の練習を行う資格の認定を受け</p>	<p>クロスボウ射撃資格認定申請手数料</p>		<p>九千三百円（同時に二以上の申請をする場合にあつては、一の申請については九千三百円、他の申請についてはそれぞれ五</p>
--	-------------------------	--	--

ようとする者

千六百円とする。）

別表の備考を次のように改める。

備考 次の各号のいずれかに該当するときににおける当該各号の更新に係る猟銃等又

はクロスボウ所持許可更新申請手数料の額は、表の第九号の規定にかかわらず

、新たな許可証の交付を伴う場合にあつては四千八百円とし、新たな許可証の
交付を伴わない場合にあつては四千四百円とする。

一 法第四条第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受
けている者が、更に同号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けよ
うとする場合において、同時に法第七条の三第一項の規定による猟銃又は空
気銃の所持の許可の更新を受けようとするとき。

二 法第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可を現に受けて
いる者が、更に同号の規定によるクロスボウの所持の許可を受けようとする
場合において、同時に法第七条の三第一項の規定によるクロスボウの所持の
許可の更新を受けようとするとき。

附 則

この条例は、令和四年三月十五日から施行する。

改正案	現行
<p>青森県銃砲等刀剣類所持許可申請手数料等徴収条例 （趣旨）</p> <p>第一条 この条例は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号。以下「法」という。）の規定による次に掲げる事務に係る手数料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>一 法第四条第一項の規定による銃砲等及び刀剣類の所持の許可に関する事務</p> <p>二 三（略）</p> <p>四 法第五条の三の二第一項のクロスボウの取扱いに関する講習会に関する事務</p> <p>五 六（略）</p> <p>七 法第六条第一項の規定による国際競技に用いる銃砲等及び刀剣類の所持の許可に関する事務</p> <p>八 法第七条第二項の規定による銃砲等及び刀剣類の所持の許可に係る許可証の書換え及び再交付に関する事務</p> <p>九 法第七条の三第一項の規定による猟銃及び空気銃並びにクロスボウの所持の許可の更新に関する事務</p> <p>十 十三（略）</p>	<p>青森県銃砲刀剣類所持許可申請手数料等徴収条例 （趣旨）</p> <p>第一条 この条例は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号。以下「法」という。）の規定による次に掲げる事務に係る手数料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>一 法第四条第一項の規定による銃砲及び刀剣類の所持の許可に関する事務</p> <p>二 三（略）</p> <p>（新設）</p> <p>四 五（略）</p> <p>六 法第六条第一項の規定による国際競技に用いる銃砲及び刀剣類の所持の許可に関する事務</p> <p>七 法第七条第二項の規定による銃砲等及び刀剣類の所持の許可に係る許可証の書換え及び再交付に関する事務</p> <p>八 法第七条の三第一項の規定による猟銃及び空気銃の所持の許可の更新に関する事務</p> <p>九 十二（略）</p>

十四 法第九条の十六第一項の規定によるクロスボウの射撃の練習を行う資格の認定に関する事務

別表（第二条関係）

手数料を納入すべき者	名称	手数料	
		区分	金額
一 法第四条第一項の規定による銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けようとする者	銃砲等刀剣類所持許可申請手数料	イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合	一万五百円（同時に二以上の申請をする場合にあつては、一の申請については一万五百円、他の申請についてはそれぞれ六千七百円とする。）
		ロ 同項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている者が更に同号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている者であつては、一の申請については六千八百円、他の申請についてはそれぞれ四千三百円とする。）	六千八百円（同時に二以上の申請をする場合にあつては、一の申請については六千八百円、他の申請についてはそれぞれ四千三百円とする。）

（新設）

別表（第二条関係）

手数料を納入すべき者	名称	手数料	
		区分	金額
一 法第四条第一項の規定による銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けようとする者	銃砲刀剣類所持許可申請手数料	イ ロに掲げる場合以外の場合	一万五百円（同時に二以上の申請をする場合にあつては、一の申請については一万五百円、他の申請についてはそれぞれ六千七百円とする。）
		ロ 同項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている者が更に同号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている者であつては、一の申請については六千八百円、他の申請についてはそれぞれ四千三百円とする。）	六千八百円（同時に二以上の申請をする場合にあつては、一の申請については六千八百円、他の申請についてはそれぞれ四千三百円とする。）

<p>と する 者</p>	<p>二(略)</p>	
<p>三 法第五条の 三 第一項の規 定による猟銃 又は空気銃の 取扱いに関す る講習会の講 習を受けよう とする者</p>	<p>(略)</p>	
<p>イ ロに掲げる 場合以外の場合</p>	<p>(略)</p>	<p>持の許可を受 けようとする 場合</p>
<p>ロ 現に法第四 条第一項第一 号の規定によ る許可を受け て猟銃又は空 気銃又は空</p>	<p>六千九百円 三千円</p>	<p>ハ 同項第一号 の規定による クロスボウの 所持の許可を 現に受けてい る者が更に同 号の規定によ るクロスボウ の所持の許可 を受けようと する場合 六千八百円(同時に 二以上の申請をする 場合にあつては、一 の申請については六 千八百円、他の申請 についてはそれぞれ 四千三百円とする。)</p>
<p>と する 者</p>	<p>二(略)</p>	
<p>三 法第五条の 三 第一項の規 定による猟銃 又は空気銃の 取扱いに関す る講習会の講 習を受けよう とする者</p>	<p>(略)</p>	
<p>イ ロに掲げる 場合以外の場合</p>	<p>(略)</p>	<p>持の許可を受 けようとする 場合</p>
<p>ロ 現に法第四 条第一項第一 号の規定による許 可を受けて猟銃 又は空気銃を所</p>	<p>六千九百円 三千円</p>	<p>(新設) (新設)</p>

<p>七 法第六条第一項の規定による国際競技に用いる銃砲等又は刀剣類</p>	<p>五〇六(略)</p>	<p>四 法第五条の三の二第一項のクロスボウの取扱いに関する講習会への講習を受けようとする者</p>	
<p>銃等刀剣類所持許可申請手数料</p>	<p>(略)</p>	<p>クロスボウ講習受講手数料</p>	
	<p>(略)</p>	<p>イ ロに掲げる者以外の者 ロ 現に法第四条第一項第一号の規定による許可を受けてクロスボウを所持している者(公安委員会が定める者を除く。)</p>	<p>気銃を所持している者及び法第五条の二第三項第二号又は第三号に掲げる者</p>
<p>三千九百円(同時に二以上の申請をする場合にあつては、一の申請については三千九百円、他の申請</p>	<p>(略)</p>	<p>六千九百円 三千円</p>	
<p>六 法第六条第一項の規定による国際競技に用いる銃砲又は刀剣類の</p>	<p>四〇五(略)</p>	<p>(新設)</p>	
<p>銃等刀剣類所持許可申請手数料</p>	<p>(略)</p>	<p>(新設)</p>	
	<p>(略)</p>	<p>(新設)</p>	<p>持している者及び法第五条の二第三項第二号に掲げる者</p>
<p>三千九百円(同時に二以上の申請をする場合にあつては、一の申請については三千九百円、他の申請</p>	<p>(略)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>

<p>の所持の許可を受けようとする者</p>	<p>八 法第七条第二項の規定による銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けようとする者</p>	<p>銃砲等刀剣類所持許可証書換え再交付手数料</p>	<p>書換え 再交付</p>	<p>についてはそれぞれ一千八百円とする。</p>	<p>千八百円 千九百円</p>
<p>九 法第七条の三第一項の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けようとする者</p>	<p>猟銃等又はクロスボウ所持許可更新申請手数料</p>	<p>新たな許可証の交付を伴う場合</p>	<p>猟銃又は空気銃 七千二百円（同時に二以上の申請をする場合には、一の申請については七千二百円、他の申請についてはそれぞれ四千八百円とする。）</p>	<p>クロスボウ 七千二百円（同時に二以上の申請をする場合には、一の申請については七千二百円、他の申請</p>	<p>についてはそれぞれ四千八百円とする。</p>
<p>所持の許可を受けようとする者</p>	<p>七 法第七条第二項の規定による銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けようとする者</p>	<p>銃砲刀剣類所持許可証書換え再交付手数料</p>	<p>書換え 再交付</p>	<p>についてはそれぞれ一千八百円とする。</p>	<p>千八百円 千九百円</p>
<p>八 法第七条の三第一項の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする者</p>	<p>猟銃等所持許可更新申請手数料</p>	<p>新たな許可証の交付を伴う場合</p>	<p>七千二百円（同時に二以上の申請をする場合には、一の申請については七千二百円、他の申請についてはそれぞれ四千八百円とする。）</p>	<p>（新設）</p>	<p>についてはそれぞれ四千八百円とする。</p>

<p>十五 法第九条 の十六第一項 の規定による</p>	<p>十 四 (略)</p>	
<p>定申請手 数</p>	<p>(略)</p>	
	<p>(略)</p>	<p>新たな 許可証 の交付 を伴わ ない場 合</p>
<p>九千三百円(同時に 二以上の申請をする 場合)は、一</p>	<p>(略)</p>	<p>猟銃又 は空気 銃</p> <p>六千八百円(同時に 二以上の申請をする 場合)は、一 の申請については六 千八百円、他の申請 についてはそれぞれ 四千四百円とする。</p>
<p>二以上の申請をする 場合)は、一</p>	<p>(略)</p>	<p>クロス ボウ</p> <p>六千八百円(同時に 二以上の申請をする 場合)は、一 の申請については六 千八百円、他の申請 についてはそれぞれ 四千四百円とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>九 三 (略)</p>	
	<p>(略)</p>	
	<p>(略)</p>	<p>(新設)</p> <p>新たな許可証の 交付を伴わない 場合</p> <p>六千八百円(同時に 二以上の申請をする 場合)は、一 の申請については六 千八百円、他の申請 についてはそれぞれ 四千四百円とする。</p>

<p>クロスボウの射撃の練習を行う資格の認定を受けようとする者</p>	<p>料</p>	<p>の申請については九千三百円、他の申請についてはそれぞれ五千六百円とする。</p>
<p>備考 次の各号のいずれかに該当するときにおける当該各号の更新に係る猟銃等又はクロスボウ所持許可更新申請手数料の額は、表の第九号の規定にかかわらず、新たな許可証の交付を伴う場合にあつては四千八百円とし、新たな許可証の交付を伴わない場合にあつては四千四百円とする。</p> <p>一 法第四条第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている者が、更に同号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする場合において、同時に法第七条の三第一項の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとするとき。</p> <p>二 法第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可を現に受けている者が、更に同号の規定によるクロスボウの所持の許可を受けようとする場合において、同時に法第七条の三第一項の規定によるクロスボウの所持の許可の更新を受けようとするとき。</p>	<p>備考 法第四条第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている者が、更に同号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする場合において、同時に法第七条の三第一項の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとするときにおける第八号の規定の適用については、同号中「七千二百円」とあるのは「四千八百円」と、「六千八百円」とあるのは「四千四百円」とする。</p>	